

平成 20 年 7 月 7 日

# お知らせ

お客様各位



## 後期高齢者終末期相談支援料の凍結に関するお知らせ

拝啓 貴局ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 20 年 6 月 30 日の官報におきまして、後期高齢者終末期相談支援料の凍結に関する告示がありました。

お忙しいところお手数をおかけいたしますが、以下の内容をご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

敬具

記

### ・ 後期高齢者終末期相談支援料の凍結について

平成 20 年 6 月 25 日の通知（中医協 総 - 4 - 5）に、以下のような案内があります。

- ・ 終末期相談支援料については、本年 7 月 1 日から算定できないものとする。  
（算定を再開することが出来る日は、別に厚生労働大臣が定めるものとする。）
- ・ ただし、6 月 30 日までに、終末期相談支援料に係る文書等の提供を行った場合については、当該文書等の提供を行った患者に限り、費用を算定することができる。

また、平成 20 年 6 月 30 日の官報により、当内容に関する告示がされております。

つきましては、平成 20 年 7 月以降に後期高齢者終末期相談支援料を算定する場合には、十分にご注意くださいますようお願い申し上げます。

以上